

平成23年度独立行政法人環境再生保全機構業務実績評価表

中期目標	中期計画	年度計画	H23年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		A		
機構は、良好な環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの役割と責任を十分果たすよう、関係者のニーズを十分に把握し、業務の改善・見直しを進め、広く情報提供を行い、業務の質の向上を図るものとする。	機構は、機構法に定める各種業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの目的を達成するため、機構の有する能力等の有効活用を図るとともに、適切かつ国民にわかりやすい情報提供を広く行うように努め、関係者のニーズを的確に把握することにより不断に業務の改善・見直しを進め業務の質の向上を図りながら以下のとおり、各業務を遂行することとする。	機構の有する能力等の有効活用を図るとともに、適切かつ国民にわかりやすい情報提供に努め、関係者のニーズを的確に把握することにより不断に業務の改善・見直しを進め業務の質の向上を図る。				
	また、インターネット等を活用し、機構の事業、成果、各種の動向等について、即時性、透明性、双方向性の高い情報発信を行うとともに、アクセシビリティを念頭に置き、機構の提供するサービスの質の向上を目指す。	また、インターネット等を活用し、機構の事業、成果、各種の動向等について、即時性、透明性、双方向性の高い情報発信を行うとともに、アクセシビリティを念頭に置き、機構の提供するサービスの質の向上を目指す。				
<公害健康被害補償業務>	<公害健康被害補償業務>	<公害健康被害補償業務>		A		
	公害健康被害者(被認定者)への補償給付等に必要費用の一部をばい煙発生施設設置者又は特定施設設置者から徴収(汚染負荷量賦課金、特定賦課金)し、それらを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等に納付する業務を行う。					

中期目標	中期計画	年度計画	H23年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
1. 汚染負荷量賦課金の徴収	1. 汚染負荷量賦課金の徴収	1. 汚染負荷量賦課金の徴収	東日本大震災の影響により収納率の低下が懸念されたが、納付義務者からの相談及び質問事項等に丁寧に対応すること等により、被災地域の納付義務者の理解も得られ、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率は99%以上を維持できた。平成24年度以降も収納率99%以上の維持を図っている。 東日本大震災の対応としては、各納付義務者へ電話による被災状況の把握、案内文書等による申告・納付期限の延長及び申告・納付説明会の開催について情報提供を行った。また、申告・納付説明会においては個別相談会を行うなど丁寧に対応した。平成24年3月末現在で申告・納付期限未到来となっている福島県の一部地域の事業所については、引き続き環境省と連携を図り、申告・納付期限が到来次第速やかに申告・納付手続きが行えるよう環境を整えておく。 汚染負荷量賦課金の適正な申告に向けて、平成20年度比50%増(57事業所)を上回る63事業所の実地調査を行い、計上誤り等を是正し、正しい申告となるよう申告指導を実施した。引き続き平成20年度比50%増の実地調査を行い、丁寧な申告指導を行っていき、 オンライン申告を一層促進するため、 ア. 実地調査等あらゆる場面を活用し、導入依頼等を行った。 イ. 各関係団体等、事業所の多い納付義務者の本社等へ働きかけた。 ウ. 申告・納付説明会では、オンライン申告に重点を置いた説明内容とした。 等の方策を講じた結果、オンライン申告が平成22年度から約500件増加し、初めて用紙申告の件数を上ることができた。今後もあらゆる場面を活用し、引き続きオンライン申告の一層の促進を働きかけていく。 納付義務者の要望を踏まえて、従来は新年度の4月1日にならないとダウンロードできなかった算定様式の雛型ファイルを前年度の12月よりダウンロードできるようシステムを改修し、納付義務者の利便性の向上を図った。	A	未申告督促、実地調査、委託事業者の指導等の確な徴収業務が行われ、申告額に対する収納率をほぼ100%としたことは評価できる。 虚偽申告等の不適切な事案を未然に防止し、適正・公正な賦課金申告に資するため、一定規模以上の硫黄酸化物を排出している63事業所をバランスよく選定し申告内容の調査が行われている。ただし、納付義務者への実地調査の結果として、計上誤りによる過小申告等の修正等を求めるものが、全体の約1/4の事業所で確認されており、今後とも実地調査のさらなる充実が求められる。 徴収業務に係る委託費については、民間競争入札の活用等により、平成20年度比8.45%の削減を実現し、委託費削減の目標は超過達成されている。 納付義務者等に対しては、全国で説明会を開催し、質問や相談等への対応や指導等を適切に行うとともに、要望を踏まえたオンライン申告のシステム改修を行うなど利便性の向上が図られている。 なお、東日本大震災の被災地域については、納付義務者の被災状況を把握し、申告納付期限を延長するなどの適切な対応がなされている。 また、オンライン申請の状況については、説明資料の充実や本社等への働きかけなどあらゆる機会を活用した導入促進策の推進により、前年度比約500件増の3,664件のオンライン申請があった。	
(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収	(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収	(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収				
汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を図り、収納率を平成19年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保すること。	補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率99%以上を維持する。	補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談及び質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率99%以上を維持する。				
	納付義務者による適正な申告・納付を図り、虚偽申告等の不適切な事案を未然に防止するため、必要な人員を確保しつつ、一定規模以上の硫黄酸化物を排出している工場・事業場に対して、平成20年度実績に比し50%増の実地調査を計画的に実施する。	虚偽申告等の不適切な事案を未然に防止し、適正・公正な賦課金申告に資するため、必要な人員を確保しつつ、一定規模以上の主要業種の工場・事業場に対して、平成20年度比50%増の実地調査を実施する。				
(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施	(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施	(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施				
業務の効率性を高める観点から、本中期目標期間からは、汚染負荷量賦課金の納付態勢、申告書の審査処理事務の一部等についても民間委託等を行うこと。その際、これまで商工会議所へ委託していた事務と合わせて、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を活用するとともに、人員及び経費について、具体的な削減目標を立てた上で、目標達成に向けた取組を行うこと。	徴収業務について、平成21年度から、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を活用した契約により、平成20年度実績に比し、7%以上の削減を図る。	徴収業務に係る委託業務契約(民間競争入札)においては、平成20年度実績に比し7%以上の削減を図る。				
	民間競争入札を活用した契約により申告書等の点検事務等に係る人員について、1名の削減を図る。	平成21年度に実施済				
(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上	(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上	(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上				
納付義務者に対して申告・納付に係る効果的な指導を図るとともに、汚染負荷量賦課金徴収業務の委託事業者に対する、適切な指導を行うこと。	納付義務者からの相談及び質問等に的確に対応するとともに、納付義務者の利便性を向上するために、汚染負荷量賦課金専用ホームページの改善、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。	委託事業者が主催する申告・納付説明会へ機構職員を派遣し、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応するとともに、説明会での意見・要望聴取の結果を、必要に応じて説明資料等に反映させる。また、納付義務者の利便性を向上するために、汚染負荷量賦課金専用ホームページの改善、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。				
	汚染負荷量賦課金の徴収業務が円滑に進むように、委託事業者に対し委託業務の点検・指導、担当者研修会を行うなど、的確に業務指導を実施する。	汚染負荷量賦課金の徴収業務が円滑に進むように、委託業務の監督、指導を行うとともに、委託業務担当者研修会を開催して、公害健康被害補償制度及び納付義務者への対応等に関して、より一層の習熟を図る。				
	汚染負荷量賦課金の事務処理の効率化を図るため、汚染負荷量賦課金のオンライン申請の一層の促進を図る。	汚染負荷量賦課金の事務処理の効率化を図るため、申告・納付説明会の会場において、オンライン申請に係る具体的な操作方法等の説明を行うとともに、新年度の準備に入る1月にオンライン申請態勢の依頼文書を発送すること等により、オンライン申請の一層の促進を図る。				

中期目標	中期計画	年度計画	H23年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
2. 都道府県に対する納付金の納付	2. 都道府県に対する納付金の納付	2. 都道府県に対する納付金の納付	納付金に係るオンライン申請の促進について、都道府県等の担当課長及びセキュリティ責任者に直接オンライン申請に係る情報セキュリティ等に関する説明及び導入の依頼を行うなどの働きかけをした結果、全ての都道府県等においてオンライン申請を導入することができた。今後ともオンライン申請が100%維持されるよう都道府県等への指導に努めていく。 納付業務システムのセキュリティ強化、車いす支給事業及びインフルエンザ予防接種費用助成事業への速やかな対応など都道府県等への現地指導と情報提供を推進することにより、事務処理の効率化を図った、引き続き事務処理の効率化を図っていく。	A	手引き書の見直しや都道府県担当者への説明、セキュリティ強化のためのシステム改良や現地指導の強化等により、事務処理の効率化とオンライン申請の促進が図られている。特に、オンライン申請については、オンライン申請未導入の理由を分析し適切に対応することにより、昨年度まで76%にとどまっていた実施率を100%としたことは高く評価できる。	
(1) 納付申請等に係る事務処理の効率化	(1) 納付申請等に係る事務処理の効率化	(1) 納付申請等に係る事務処理の効率化				
都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努めること。	補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告書(以下「納付申請等」という。)に係る提出書類の適正な作成方法等を支援するため、必要に応じて補償給付費納付金関係書類作成の手引等の見直しを行うなど、都道府県等の担当者への周知徹底を図る。	納付申請等に係る提出書類の適正な作成方法等を支援するため、必要に応じて補償給付納付金関係書類作成の手引き等の見直しを行い、都道府県等の担当者への周知徹底を図る。				
	都道府県等が行う納付申請等の事務処理の効率化を図るため、都道府県等のニーズ等に対応した納付業務システムの見直しを行う。	納付業務システムについて、都道府県等が行う事務処理の効率化を図るため、都道府県等のニーズ等に対応した改良を図る。				
	都道府県等が行う納付申請の手続の適正化を図るため、現地指導を実施する。現地指導においては、都道府県等の要望及び課題等を把握するとともに、関係情報を国及び都道府県等に提供する。	現地指導は、原則として3年に1回のサイクルで実施する。 また、現地指導の調査結果については、必要に応じて環境省や都道府県等が主催する会議の場で報告する等、国及び都道府県等へ情報提供を行う。				
(2) 納付金のオンライン申請の推進	(2) 納付金のオンライン申請の推進	(2) 納付金のオンライン申請の推進				
納付金の申請等については、FD-オンライン申請により行われているが、都道府県等の事務負担の更なる軽減を図るため、本中期目標期間中の数値目標を定め、オンライン申請を推進すること。	都道府県等には、情報セキュリティ規程やシステム整備等の課題があるが、オンライン申請を促進するため、平成26年度までにオンライン申請の比率を、70%以上とする。	都道府県等のオンライン申請を促進するため、都道府県等への現地指導、環境省主催及び都道府県等主催の会議の場等を利用してオンライン申請の着実な導入の促進を図る。				

中期目標	中期計画	年度計画	H23年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
<公害健康被害予防事業>	<公害健康被害予防事業>	<公害健康被害予防事業>		A		
	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧第一種地域等の地域住民(以下「地域住民」という。)の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等(以下「ぜん息等」という。)の発症予防及び健康回復を図るため、調査研究、知識の普及及び研修を実施するとともに、地方公共団体が行う健康相談、健康診査、機能訓練事業、施設の整備等について助成を行う。					
1. 収入の安定的な確保と事業の重点化	1. 収入の安定的な確保と事業の重点化	1. 収入の安定的な確保と事業の重点化	(1) 運用収入の安定的な確保 途中償還された円建外債については、国内債券により再運用し、収入を安定的に確保することができた。今後とも安全で有利な運用に努める。 (2) 事業の重点化・効率化 ソフト3事業に係る申請について優先的に採択し、助成を行った。 平成22年度に行った患者団体、関連学会等へのヒアリングにより把握した患者等のニーズを踏まえ、事業の見直しを進め、本年度実施した患者団体等との意見交換において、その内容がニーズに即したものとなっていることが確認された。今後も、ぜん息・COPD患者のニーズの的確な把握と事業への適切な反映を、継続的に行う仕組みを構築するための検討を進める。	A	予防基金の運用状況については、利息が得られないような金融商品を選定せず、途中償還された円建外債を国内債券で再運用するなどして対応することにより、収入の安定確保が図られている。 ソフト3事業(健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業)への申請を優先的に採択するなど、事業の重点化等が図られている。	
公害健康被害予防基金(以下「予防基金」という。)の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を図ること。	公害健康被害予防基金の運用について、運用方針に基づき安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用により、収入の安定的な確保を図る。	(1) 収入の安定的な確保 公害健康被害予防基金の運用については、運用方針を策定し、安全かつ有利な運用に努める。 自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間より繰り越された積立金の取り崩しにより、収入の安定的な確保を図る。		A		
	また、事業の実施に当たっては、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化するなど、効率化を図る。	(2) 事業の重点化・効率化 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、効率化を図る。				
2. ニーズの把握と事業内容の改善	2. ニーズの把握と事業内容の改善	2. ニーズの把握と事業内容の改善	(1) ニーズの把握と事業への反映 知識普及、研修事業参加者に対するアンケートによって、各事業に対する参加者の満足度が確認され、また、意見・要望が得られた。これらを踏まえ、今後該当する事業において、対象者のニーズを適切に反映するよう改善する。 公害健康被害補償制度と関わり深い患者団体及びNPO法人としてぜん息・COPDの予防や健康の確保・回復に資する活動に取り組む患者団体並びに全国公害病患者の会連合会との意見交換を通じ、現在の事業展開はおおむね患者のニーズに即したものであることが確認できた。 また、各団体はそれぞれの特徴を活かし事業の計画段階から参画することを望んでおり、今後はこうした意向を事業に有効に反映していくことが課題である。 今後、ぜん息患者など事業対象者のニーズの把握と事業への適切な反映を継続的に行う仕組みを構築するため、患者団体、関連学会及び地方公共団体等との調整を進めていく。 「見直しの基本方針」に基づき、引き続き、ぜん息患者等の新たなニーズに応える事業の改善に努める。 (2) ソフト3事業の実施効果の継続的な測定・把握及び事業内容改善の検討対象 46地方公共団体すべての協力を得、医療、保健指導等の専門家で構成する検討委員会を設置し、ソフト3事業のすべての事業において、事業の実施効果の測定・把握のための調査を継続することができた。 併せて、調査結果をもとにソフト3事業の実施状況に関する地方公共団体等へのアンケート調査や効果・効率性の高い事例の整理を行い、地方公共団体へ提供するための検討を行うなど事業内容の改善に向けた取組を行っていき、 (3) そらプロジェクトの調査結果に基づく事業の見直しの検討 環境省が平成23年5月に公表した「そらプロジェクト」の取りまとめ結果を踏まえ、「そらプロジェクト」の調査結果や、患者のニーズや事業実施効果の的確な把握・評価結果等を踏まえて、学童期を対象としたより効果的な事業を実施した。 引き続き、より効果的な事業の実施に取り組んでいく。	A	参加者のニーズを把握し、それを次年度の事業計画に取り入れるなど、ニーズを踏まえた事業内容の改善等が着実に図られている。今後、ぜん息等の発症等の原因解明、健康保持方策などの取組がマンネリ化しないよう、改善効果の客観的な把握と事業内容の継続的な見直しに努めることが求められる。	
効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図ること。	効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る	効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に反映させることにより事業の改善を図る。				
また、実施効果が、十分に把握されていない現状を踏まえ、事業の実効性を確保する観点から、本中期目標期間からは、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努め、その上で、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善すること。	また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談、健康診査及び機能訓練事業について、事業対象者に対する調査及び研究を実施し、事業実施効果の測定及び把握に努め、専門家による事業の評価、分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善する。	また、健康相談、健康診査及び機能訓練事業の事業実施効果の測定・把握のための事業対象者に対する調査を継続的に実施し、専門家による評価・分析を踏まえた事業内容の改善を検討する。				
さらに、環境省が平成22年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」を実施していることを踏まえ、環境省とともに事業の実施方法を検討し、23年度以降速やかに見直すこと。	さらに、平成22年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」が実施されていることを踏まえ、環境省、地方公共団体等とともに、適切な事業実施方法を検討し、平成23年度以降速やかに見直しを行う。	さらに、環境省が平成22年度まで実施した「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」のとりまとめ結果を基に、環境省などとともに、事業の見直しを検討する。				

中期目標	中期計画	年度計画	H23年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
3. 調査研究	3. 調査研究	3. 調査研究	(1) 調査研究の公募による実施 環境保健分野及び大気環境の改善分野の調査研究について、ホームページ等を活用して広く公募し、各々外部有識者による事前評価を経て、環境保健分野については3件、大気環境の改善分野については2件の調査研究を、公募の締切日から60日以内に採択することができた。 (2) 調査研究の評価、研究成果の公表 調査研究については、評価委員会による年度評価及び事後評価を行い、評価結果を研究者等へフィードバックした。今後ともより良い研究を行うための評価等を適切に実施する。 環境保健分野の調査研究については、平成23年度が第8期調査研究の最終年度となる。その成果は、今後パンフレット、マニュアルに取りまとめ、事業等への一層の活用を図る予定である。 環境改善分野の調査研究については、平成21年度に終了した「エコドライブによる大気汚染物質の排出低減効果の定量的把握に関する調査」で得られた、エコドライブによる大気汚染物質（NOx,PM）等の排出低減効果を記載したパネルを作成し、地方公共団体等の要望に応じて、地方公共団体の主催する環境フェア等への貸与や、同内容を掲載したパンフレットの提供を行い、地域の大気環境改善に関する知識の普及に役立てることができた。 (3) 経理の適正化、透明性の確保 調査研究については、委託先を対象として委託費の適正な執行について指導を行うことができた。	A	計画に基づく調査研究が着実に実施され公表されている。新規調査研究課題の実施に当たっては、機構や関係学会のホームページにより公募を行うとともに外部有識者による評価等を行うなど適切に実施されている。また、課題の採択にあたっては、新規課題(5件)の全てで募集の締め切りから60日以内(最短で30日)で採択されており、効率的に行われている。なお、成果を体系的に整理し論文による公表を行うなど、調査結果の事業等へのより一層の活用を図ることが期待される。	
(1) ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に重点化すること。 また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を導入し、透明性の確保を図ること。	(1) 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる健康相談・健康診査・機能訓練事業の根拠となる知見の確立及び事業実施効果の適切な把握に係る課題に重点化し、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の改善に係る課題に重点化を図る。	(1) 環境保健分野に係る調査研究については、中期計画に則り、継続3課題の研究を実施するほか、平成23年度より開始する調査研究課題について、公募により実施する。また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、中期計画に則り、継続1課題の研究を実施するほか、平成23年度より開始する調査研究1課題を公募により実施する。継続1課題の新たな調査研究課題について、公募により実施する。				
	なお、新規に採択する調査研究課題については、公募制を導入し透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。	なお、公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。				
	また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。	また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。				
(2) 調査研究事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせること。	(2) 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後は事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容(研究資源の配分、研究計画(中止を含む。))に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。	(2) 各調査研究課題の外部有識者による評価として、年度評価を行うとともに、課題の終了後は事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容(研究資源の配分、研究計画(中止を含む。))に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。				
	さらに、研究成果については、研究発表会で公表するほか、ホームページ上で広く公開する。	また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。				
4. 知識の普及及び情報提供の実施	4. 知識の普及及び情報提供の実施	4. 知識の普及及び情報提供の実施	(1) 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復等に係る知識の普及 地域住民、患者、患者の家族、地域や学校等で患者を指導する立場にある方々を対象として、ぜん息・COPDの専門医等による講演会・講習会の開催、パンフレットの作成・提供、ホームページによる情報提供及びぜん息・COPD電話相談室の開設等を通じ、ぜん息・COPDの予防・管理に関する適正な知識を普及することができた。 また、下記の事業の実施を通じ、患者団体等へのヒアリングにより把握したニーズに応えることができた。 なお、各事業参加者の80%以上の方から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることができた事業は53件中50件であった。80%を下回った事業は、千葉市で行ったぜん息の予防等に関する講演会が73.6%、関東地区で行ったぜん息水泳記録会(横浜国際プール)が79.5%、神戸市で行った事業者等を対象とした大気環境の改善に関する講演会が73.3%であった。 千葉市の講演会においては予定のプログラムを講師の意向を踏まえ、Q&A中心の内容に急遽変更したことが、関東地区の水泳記録会においては東京23区外の会場であったことが、また神戸市の講演会においてはプログラムが活動事例の紹介のみであったことが評価に影響したものと料する。 次年度の計画においては、今回の結果を開催希望地方公共団体等と共有し、参加者の満足度の高い事業となるよう取り組む。 (2) 大気環境改善に係る知識の普及 大気環境の改善分野に関する講演会・講習会については、地方公共団体のニーズを踏まえ、対象別(事業者向け・一般市民向け)の講演会や、実車等の体験を伴う講習会等、各地域のニーズに応じた複数のメニューを用意することにより、地方公共団体や地域の個別のニーズにより即した取組を進めることが可能になるよう、改善を図ることができた。 (3) 啓発資料、患者教育用ツールの提供等 今年度は、すこやかライフの読者、その他機構が発行するパンフレット等の利用者の一層の拡大を図るため「すこやかライフ」を公立図書館へ提供するとともに要望調査を行った結果、提供した約3,000の図書館のうち236箇所から「すこやかライフ」継続送付の要望を得、このうち135箇所からは、さらに機構が発行している関連冊子提供の要望があった。 また、一部の図書館からは、「ぜん息などアレルギーに関する健康情報コーナーを充実することができて有り難い、などの反響が得られた。 なお、平成23年度に、日本小児アレルギー学会のガイドラインが改訂されており、その内容を反映した最新の情報提供を行うため、今後、該当するパンフレット等の改訂を進める。 (4) ホームページによる情報提供 「ぜん息などの情報館、及び「大気環境の情報館」のホームページを活用し、予防事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く提供した。	A	講演会や講習会については、地域等の実情に応じて実施するなどして計画通りに着実に実行されている。 パンフレット作成等の啓発ツールについては、質が高く有用なものとなり、公立図書館に配付するなど啓発資料の利用者拡大に向けた積極的な取組も見られる。 なお、事業参加者へのアンケート調査においても、ほぼ全ての事業で参加者の80%以上から高い評価を得ている。 また、得られた知見等についても、ホームページを通じて着実に情報発信しており、アクセス数も昨年度と比べ約200万件(前年度比約1.7倍)増加している。	
環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報提供事業を積極的に行う。また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。	(1) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する	(1) 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施する。				
	各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。	各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。 また、既存のパンフレット等については、必要に応じて内容の見直しを行っている。				
	(2) ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。 そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、ホームページの年間アクセス件数を今後5年間に20%以上の増となることを目標とし、その達成に努める。	(2) ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。				

中期目標	中期計画	年度計画	H23年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
5. 研修の実施	5. 研修の実施	5. 研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 実施したすべての研修において、アンケート有効回答者の80%以上の方から5段階評価で上から2段階までの評価が得られた。受講者へのアンケート等を通じて得られた意見・要望等は、今後の事業に適切に反映している。 機能訓練研修(ぜん息キャンプ)において試行導入した、専門医療機関が行うぜん息キャンプにスタッフとして参加する体験型のカリキュラムについては、受け入れ側の運営の都合上一度に多くの研修生の参加が困難な事情もあり、少数の参加となったが、受講者から好評が得られたことから、次年度も継続して実施する。 平成22年度から開始した呼吸リハビリテーション指導者養成研修については、平成22年度は20名の枠に対し33件、平成23年度は30名の枠に対し81件の応募があり、地域におけるニーズが高いことが認められる。実施方法を工夫し、これに十分に応えるよう準備を進める。 研修効果をより高めるための研修実施時期の変更や、年度初めに年間の研修スケジュールを示して年度初めから一括して研修受講の受付を始め、加えて、各研修の実施の一定期間前に再周知する等、研修受講者の参加しやすさを考慮した募集時期・方法の変更等、受講者のニーズ等も踏まえた改善を行うことができた。 参加者の増加を促すため、次年度研修計画を早期に策定し、地方公共団体等の研修対象者が、各研修の目的・内容を把握し、計画的に参加できるよう取り組む。 	A	受講者のニーズを踏まえた研修が適切に実施されており、全ての研修において参加者の80%以上から高い評価を得ている。ただし、研修受講者数が前年度比で減少している事例も数件あり、今後は、それらの理由を検討した上で、受講者数の増加対策を行っていただく必要がある。	
地方公共団体が実施する健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するための研修を実施すること。 また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。	地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。	地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に、機能訓練研修、保健指導研修(小児・成人)及び環境改善研修を実施する。		A		
	また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。	また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。		A		
6. 助成事業	6. 助成事業	6. 助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業に重点化して実施した。引き続き、関係地方公共団体と連携して、地域住民が参加しやすく、ぜん息等の発症予防及び健康回復に対応した、より効果的な事業の実施に努める。 助成対象地方公共団体に対する助成事業に関する情報提供等によって、地域住民を対象とする健康相談事業等の事例や専門医の情報を提供するとともに、患者団体へのヒアリング等によって把握した患者ニーズの助成対象事業への反映を働きかけることができた。これらは、本年度の追加要望としてスパイロメータの整備助成につながり、呼吸機能の測定を取り入れた保健指導の実施に結びついた。また、平成24年度の事業として、大気浄化植樹事業の要望が複数の地方公共団体から新たに提出された。 基準額の見直し、交付要綱の改正に当たっては、地方公共団体への説明会を開催し、趣旨や内容を説明し確認する機会を設けたことにより、関係地方公共団体の協力・理解を得ることができた。 「見直しの基本方針」に則り、助成メニューの必要性の精査を継続する。 	A	環境保健分野に係る助成事業については、患者団体へのヒアリング等によって把握した患者ニーズを踏まえつつ、ソフト3事業(健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業)等の地域住民の喘息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業に重点化が図られている。 また、大気環境の改善分野に係る助成事業については、これまで同様、幹線道路沿線の特に子供を対象とする施設への大気浄化植樹事業が行われている。事業全体として、対象地方公共団体への情報提供を行うなど、より効果的な助成を目指す努力もなされている。	
助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを反映し、重点化を図ること。	(1)環境保健分野に係る助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。	(1)環境保健分野に係る助成事業については、地方公共団体と連絡・調整を図りつつ、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に引き続き重点化を図る。		A		
	また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。	また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを的確に把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。		A		
	なお、健康相談、健康診査及び機能訓練事業については、事業対象者に対する調査及び研究を実施し、専門家による事業の評価、分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善する。	なお、健康相談、健康診査及び機能訓練事業の事業実施効果の測定・把握のための事業対象者に対する調査を継続的に実施し、専門家による評価・分析を踏まえた事業内容の改善を検討する。		A		
	(2)大気環境の改善分野に係る助成事業については、地方公共団体等のニーズを反映しつつ、高い効果を見込める局地的大気汚染地域の改善を中心とする事業で、国、地方公共団体の施策を補完して機構が特に取り組む必要性の高いものに重点化を図る。	(2)大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、局地的な大気汚染地域の改善につながる事業を実施する。		A		
<地球環境基金業務>	<地球環境基金業務>	<地球環境基金業務>		A		
	環境保全に取り組む民間団体の活動を支援するため、民間団体(NGO/NPO)による環境保全活動に対する助成(助成事業)を行うとともに、調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修(振興事業)を実施する。			A		

中期目標	中期計画	年度計画	H23年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
1. 助成事業に係る事項	1. 助成事業に係る事項	1. 助成事業に係る事項	(1) 情報提供の強化等による助成事業対象者の利便性の向上 平成23年度版支払申請Excelマクロファイルの利用率は極めて高く、助成団体の事務処理の効率化だけでなく、機構の審査事務の効率化にもつながっている。また、助成金支払申請処理日数も中期計画の目標である4週間以内を達成し、前年度よりも平均日数を縮減することができた。 今後とも、助成団体等利用者の利便性の向上を図っていく。 (2) 助成事業に関する周知・広報の強化 平成23年度は東日本大震災・原発事故に関連した環境保全活動及び「リオ+20」に関連する活動を支援する特別助成を実施したことから、特別助成と通常助成の広報を行うこととなったが、それぞれに対応した周知・広報活動を行うことができた。このような中、今年度から新たにチラシの作成による周知・広報を行い、広報先も拡充し、説明会の実施回数を増やすなど広報強化に努めた。 今後、助成事業に関するアンケートの結果を確認しながら効果的な広報に努める。 (3) 事後(終了年次)評価結果の反映及び事業評価等 平成22年度事後(終了年次)評価結果を取りまとめ、評価対象団体へのフィードバックを行うとともに、助成専門委員会への提言を取りまとめ、特別助成募集案内、平成24年度募集案内に反映させることができた。 また、助成事業の実施を通じて、行政や企業等からの信頼感が上がり、組織が活性化しやすくなる団体も少なく、助成活動の実施による着実な成果も上げられている。 今後も地球環境基金事業を通じて、環境NGO・NPOによる環境保全活動を一層支援していく。	A	助成期間(3年)の厳守等による助成先の固定化の回避、助成対象拡大のための広報、事業の重点化、情報提供の強化など利用者の利便性向上については、第三者委員会による評価を踏まえ、確実に実施されている。 また、助成金の支払い日数も前年度より短縮されている。 なお、事業の重点化に当たっては、リオ+20、東日本大震災・原発事故関連の環境保全活動を行っている団体への特別助成を実施するなど、適時適切な助成が行われている。 ただし、広報強化に努めたにもかかわらず応募件数は減少しており、また、助成事業に関する評価についてもかなりのばらつきがあることから、今後、それらの理由を検討するなどの取組が求められる。	
(1) 助成先の固定化の回避	(1) 助成先の固定化の回避	(1) 助成先の固定化の回避				
助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とする。	一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととするを募集要領に明記し厳正に履行する。	一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととするを募集要領に明記し厳正に履行する。				
また、これまでに基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うなどにより、環境活動の裾野を広げるための取組の推進を図ること。	また、これまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うことなどにより、助成対象の裾野の拡大のための取組を進める。	また、助成対象の裾野の拡大を図るためこれまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うとともに、助成金募集に係る説明会を開催する。				
(2) 助成の重点化等	(2) 助成の重点化等	(2) 助成の重点化等				
助成対象については、地球温暖化防止、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全等、環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案して助成の重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図ること。	助成対象については、地球温暖化防止、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図る。	助成対象については、地球温暖化防止、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図る。 また、地球環境基金運営委員会の下に設置した評価専門委員会において事後評価を実施する。				
(3) 処理期間の短縮	(3) 処理期間の短縮	(3) 処理期間の短縮				
助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、1件当たりの平均処理期間については、平成20年度実績を維持すること。	助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図ること、担当者の審査能力向上を図ること等により、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。	助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、振込日の分割を継続することにより、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。				
(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応	(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応	(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応				
民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行うこと。	民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査を行い、結果を公表する。	民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査を行い、結果を公表する。				
	助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させる。	また、平成22年度評価の結果を公表するとともに、評価専門委員会の意見を踏まえ助成専門委員会において、募集要領及び審査方針へ反映させる。				

中期目標	中期計画	年度計画	H23年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
(5) 利用者の利便向上を図る措置	(5) 利用者の利便向上を図る措置	(5) 利用者の利便向上を図る措置				
募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図ること。	募集時期の早期化を図り、年度末助成金支払事務との調整、継続案件の事前審査等を行うことにより、助成案件の内定及び交付決定通知について、これまでで最も早期に行った平成20年度の水準(内定については4月15日、交付決定については7月2日)で維持する。	募集時期の早期化を図るとともに、助成案件の内定及び交付決定通知について、これまでで最も早期に行った平成20年度の水準(内定については4月15日、交付決定については7月2日)を維持する。				
	毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。	毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性の向上を図る。				
	助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介すること等により、より広範な情報提供を行う。	助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介すること等により、より広範な情報提供を行う。				
2. 振興事業に係る事項	2. 振興事業に係る事項	2. 振興事業に係る事項	(1) 環境NGO・NPO 活動状況の把握 平成21年度から3年計画で実施している活動状況調査について、調査の最終年度となる平成23年度は、当初計画にあった東北ブロックの調査は見合わせた。中部近畿地域の調査ができ、最新の環境NGO・NPOの活動情報を提供することができた。 (2) 研修・講座の実施 平成23年度研修・講座計画を4月に公表し、早期に企画募集等を行うことができた。募集した16講座に対し、応募がなかった1講座、効果的な企画書が提出されなかった1講座を除く計14講座を実施し、参加者より高い評価を受けることができた。 なお、未実施となった2講座について、要因等を確認するとともに、仕様書等の内容や広報について見直すこととした。 研修・講座の参加者からの研修ニーズを確認するとともに、研修・講座運営団体による実務者ミーティングにおける意見・要望及び研修・講座アドバイザーの提言等を参考に、平成24年度の研修・講座計画を策定した。今後も、より効果的な研修事業とするため、受講者、運営者の意見・要望を把握するとともに、第三者の助言を得ながら事業を実施していく予定である。	A	各地の中間支援組織等との連携・協力の下、各地の活動状況を調査しニーズの把握に努めるなど事業の重点化に向けた取組が行われている。 また、事業の実施内容についても、意見や要望を踏まえた内容となっており、参加者の満足度の高いものになっている。	
(1) 調査事業、研修事業の重点化	(1) 調査事業、研修事業の重点化	(1) 調査事業、研修事業の重点化				
調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図ること。 また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化すること。	調査事業について、重点施策等国の政策目標や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。 また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化する	調査事業について、重点施策等国の政策目標に沿った調査研究に取り組むとともに、研修事業として開催する講座等を活用して、民間団体等のニーズ調査を行う。また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化して実施する。				
(2) 研修事業の効果的な実施	(2) 研修事業の効果的な実施	(2) 研修事業の効果的な実施				
受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。	研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち80%以上から得られるようにするなど、質の向上を図る。	研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち80%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けた改善を図る。				

中期目標	中期計画	年度計画	H23年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
3.地球環境基金の運用等について	3.地球環境基金の運用等について	3.地球環境基金の運用等について	地球環境基金の知名度を上げるための広報活動の強化に努めているものの、昨年3月の東日本大震災の影響により、地球環境基金への寄付額が減少したため、これまで行ってきた広報募金活動に加え、新たな寄付方法の導入など更なる広報募金活動の充実を図った。 今後とも、広報募金活動の強化を図って行きたい。	A	既存寄付者に対する継続性を促す取組や広報募金活動以外に新たな寄付方法の導入を行うなど募金活動の強化が行われるとともに、基金の運用も公債により適切に行われている。しかしながら、東日本大震災の影響もあり寄付金額は前年度より半減しており、今後、東日本大震災前の水準の回復に向けて、募金活動をより一層強化することが期待される。	
地球環境基金の増額を図るため、積極的に募金獲得活動等を行い、本中期目標期間中における具体的な目標を設定した上で、目標達成に向けた措置を講ずること	地球環境基金の拡充に向けて、広報募金活動の充実強化を図る。このため、広報活動の充実を図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解を得て、中期計画期間中の募金等の総額が平成20年度末までの5カ年間の出入金の総額を上回るよう募金等の活動を行う。	地球環境基金に係るホームページや広報誌の充実を図ることなどの広報募金活動を積極的に進めることにより、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、基金の更なる増額を図る。				
また、地球環境基金の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図ること。	また、地球環境基金の運用につき、資金の管理及び運用に関する規程に基づく地球環境基金の運用方針に従って安全で有利な運用に努める。	また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。				
<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>	<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>	<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>		A	軽減事業及び振興事業への助成について適正に審査し実施されており、助成金の交付状況についてもホームページで公表されている。	
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施を支援するため、中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の軽減(軽減事業)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修の促進(振興事業)に要する費用について、環境大臣が指定する者に対し助成する。					
助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく事業の採択について透明性・公平性を確保する。また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況等結果を公表すること。	本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページにおいて公表する。	本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページにおいて公表する。	PCB廃棄物処理基金助成金に係る軽減事業及び振興事業への助成について、環境大臣が指定する事業者からの申請に基づき、適正に審査して実施するとともに、交付状況について機構ホームページで公表することができた。今後も適正な助成金の交付を実施するとともに、交付状況を機構ホームページで公表する。			
<維持管理積立金の管理業務>	<維持管理積立金の管理業務>	<維持管理積立金の管理業務>		A	着実に積立がなされ、それらの資金運用についても国債等により安全性を優先し、堅実に行われているとともに、積立者に対する運用利息額等の通知も適切に実施されている。	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の最終処分場の設置者が埋立処分終了後に適正な維持管理を行うため、必要な費用を環境再生保全機構に積み立てる。					
最終処分場維持管理積立金については、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用すること。	本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況を考慮した適切な運用を図る。	本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況に応じた適切な運用を図る。	維持管理積立金の積立て及び取戻し並びに利息額の算定通知及びその払戻しについて、適正な管理を行うことができた。また、維持管理積立金の運用方針に基づき安全性の確保を最優先とした運用を行うことができた。今後とも引き続き事務処理手順の更なる合理化を図るとともに、安全性の確保を最優先とした資金運用に努める。			
また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努めること。	また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を毎年度定期的に通知する。	また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。				

中期目標	中期計画	年度計画	H23年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
<石綿健康被害救済業務>	<石綿健康被害救済業務>	<石綿健康被害救済業務>		A		
	石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対する医療費等の救済給付を支給する等の業務を行うとともに、石綿健康被害者が今後とも長期間にわたり増加する傾向にあると見込まれることから、これに備えた取り組みを行う。					
1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 救済制度と労災保険制度の内容を掲載したパンフレット及びフリーフレットを環境省及び厚生労働省と連携して作成し、関係機関に配布した。 これにより、患者やその家族が救済制度と労災保険制度のどちらの制度の対象者であるかが分かりやすくなった。 一般の方及び患者・家族の方を対象にきめ細かな広報を実施した結果、フリーダイヤルの問い合わせやホームページへのアクセス数が増加した。(フリーダイヤル244件増、ホームページアクセス6,663件増) 医師等医療関係者に向けた石綿関連疾患の関係学会セミナーや研修会を開催するとともに、関係医療雑誌に救済制度の広報を行った結果、機構及び救済制度の認知度の向上につながった。 機構職員との対面方式で実施した住民相談会の開催に当たっては、開催地の主要新聞に広告を掲載し、一部の新聞には記事が掲載された。今後も、より効果的な広報のあり方について検討を行う。 保健所説明会については、中四国ブロックを中国ブロックと四国ブロックの2か所に分けて実施したことにより、遠方で参加できなかった自治体の参加につながった。今後も関係自治体の要望を聴取し、参加しやすい対応を図っていく。 今年度試行的に実施した医療機関のディスプレイを活用した広報では、救済制度の周知に一定の効果が見られたことから、24年度も活用を図っていく。 広報実施計画の策定に当たっては、前年度の実績及び関係者の意見等を踏まえ、広報媒体の具体的な見直しなどの検討を行い、より効果的な計画を策定していきたい。 	A	多様な媒体による広報活動が関係機関とも連携しながら行われているなど効果的な広報がなされている。また、救済制度に関する相談等についてもフリーダイヤルや窓口を通じて適切に対応している。	
(1) 救済制度について国民の認知度を高めるため、具体的な広報計画を策定し、積極的に救済制度を国民に周知すること。	(1) 年度計画を定めて多様な広報媒体を活用し、確実かつ広範な広報とともに、都道府県に加え市町村及び関係団体等との連携を図りつつ、地域性等にも考慮したきめ細かで効果的な広報を実施する。	(1) 中皮腫及び石綿による肺がんにより亡くなった遺族の特別遺族申慰金等の請求期限(平成24年3月27日)について、重点的に広報・広告を実施する。申請者に対するアンケート結果から、医師・医療関係者からの助言が申請の契機になったとした者の比率が高いことを踏まえ、引き続き、医師・医療機関向けの広報を実施。特に指定疾病にかかる診断書を作成したことがあるなど実績のある医療機関等に対する重点的な広報に力を入れる。新聞等を活用した制度の認知をあげるために広く行う広報・広告と、自治体との連携など地域性への考慮や関連業種などの絞った広報・広告を使い分け、より効果の高い媒体を活用して実施。また、住民相談会の効果的な実施を図る。				
(2) 制度利用者の満足度を高めるため、相談や申請等に係る利便性の向上に向けた取組を行うこと。	(2) 救済制度に関する相談・質問事項等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて、救済給付制度及び申請手続の説明を行うなど迅速な救済を図る。	(2) 保健所説明会を開催し、受付相談担当者の理解を深めるとともに、保健所などの相談窓口でのより詳細な相談実態を把握し、業務改善の検討を行う。				
2. 制度運営の円滑化等	2. 制度運営の円滑化等	2. 制度運営の円滑化等	<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果を基に、保健所担当者用資料の作成、周知・広報対象の選定等を行い、効果的な広報ができた。労災保険制度と救済制度のフローチャートは分かりやすいとの意見も多いが、手引き等は分かりにくいとの声もあるため、引き続き改善を行う。 ばく露状況調査において、関係者のニーズに応じた情報を報告書に取りまとめ、ホームページで公開した。また、患者の発生状況の把握を行い、広報の対象・手段を検討することができた。 医療関係者の当該制度への理解を深め、認定業務の迅速化・正確性確保を図るために、石綿疾患関連の学会でセミナーを開催、広く周知を行った結果、申請等に必要で医学的資料の精度向上が図られ、申請や認定等の迅速化につなげることができた。 新たに実施した「中皮腫細胞診実習研修会」は、多数の症例を鏡検で次回も参加したい、回数を増やしてほしいとの要望も多く、診断の迅速化や精度向上のために平成24年度は複数回の実施を予定している。 石綿小体計測精度管理事業は、参画機関で石綿小体計測を行うすべての検査技師の参加を得て実施し、計測精度の均てん化に資することができた。 石綿繊維計測機関育成事業は、参画機関の育成・精度管理のため、引き続き24年度も実施する。 各種情報をホームページ上で情報公開するとともに、自治体窓口にて定期的にメールを配信するなど、最新の情報を提供することができた。 	A	認定患者等のニーズをアンケート調査により的確に把握し、制度運営の円滑化に向け適切に反映している。申請時に必要な医学的資料の精度向上が図られるとともに、事業実施の円滑化に役立つ研修会や計測機関の育成事業が実施されている。また、認定状況をホームページで公表するなど、情報公開が積極的に行われている。	
(1) 認定患者等のニーズの把握に努め、制度の運営や広報活動等に反映させること。	(1) 認定患者等に対するアンケート調査を行い、認定患者等の状況、ニーズを的確に把握し、救済制度の適切な運営、広報業務等に反映させる。	(1) 各種アンケートについて、アンケートの内容を検討するとともに、集計データの活用方法についてさらなる検討を行う。				
(2) 医療機関等との連携、調査、情報収集、指定疾病に関する知識の普及等、業務実施の円滑化に向けた取り組みを行うこと。	(2) 認定業務を円滑に実施するため、医療機関等に対して、申請手続等の周知を図るとともに、セミナー等により診断技術の向上のための場を提供する。	(2) 医療関係者の医学的判定基準、指定疾病の診断についての理解を深め、認定業務の迅速化・正確性向上を図るために、石綿関連疾患の確定診断において重要な「細胞診」や「病理組織学的診断」に関連する学会等でのセミナー開催を行う。また、石綿小体計測精度管理事業等を実施することにより、認定業務の迅速化・正確性の確保を図る。				
	(3) 環境省や他の関係機関とも連携し、中長期的視点も踏まえた業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集を行う。	(3) 関係者のニーズを的確に把握しつつ、受付認定状況、ばく露状況調査等の各種データの集計・取りまとめを行い、積極的にホームページ等で公表する。				
(3) 制度の透明性を確保するため、認定や給付の状況など、救済制度の運用状況の公開を図ること。	(4) 認定や給付の状況など、救済制度の運用について随時及び年次で情報を公開する。					

中期目標	中期計画	年度計画	H23年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
3. 認定・支給の適正な実施	3. 認定・支給の適正な実施	3. 認定・支給の適正な実施	<p>・申請・請求の受付から認定等までの期間の短縮に努めた結果、療養中の方では、医学的判定1回で認定等に至る案件の期間が、前年度112日から今年度89日に、同じく追加資料を求められたものでは、244日から229日に短縮されるなど大幅な短縮ができた。</p> <p>・療養中の方からの認定申請について、判定が1回で済んだ件数のうち、60%以上を3か月以内に処理することができた。</p> <p>・引き続き、申請から医学的判定の申出までの期間の短縮、「」案件の確実な処理等により、認定等までの期間の短縮を図ることしたい。</p> <p>・救済給付全18,216件の支給を適正に行うことができた。支給に係る処理期間については、ご遺族への給付において請求から支給までの期間が短縮され、迅速化が図られた。</p>	A	<p>医学的判定にかかわる資料の作成の効率化等に努めるなどして、申請・請求から認定までの処理日数が短縮されたことは評価できる。</p> <p>また、救済給付の支給状況についても前年度を上回っているなど、救済給付の審査・支給は適切に行われている。</p>	
(1) 医療費の支給に係る認定申請及び特別遺族甲慰金等の支給に係る請求について、迅速かつ適切な処理を行うこと。	(1) 患者等の増加傾向にともない、認定等についての業務量の増加が見込まれるため、認定等に係る事務処理を迅速かつ的確に行うとともに、保健所等での円滑な受付などの確保を図る。	(1) 環境省などとも協力して、申請・請求から認定・給付までの期間短縮に向け、申請段階より医療機関等と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料を整備するなど、追加依頼の件数の低減に向けた取組を行う。	<p>特別遺族甲慰金等の認定から支給までの期間にわずかな増加が見られたが、これは、平成24年3月より取扱いが開始された「」案件の影響によるもので、早められた認定の時期に応じた適切な支給時期を新たに設けるなどの措置を講じ定着させるまでの過渡的な状況と考えられる。</p> <p>・認定更新業務については、申請忘れにより当該認定の更新を受けるべき者がその資格を失うことのないよう認定の更新時期等について周知徹底を図るとともに、申請書等の未提出者に対して恣意を確実に実施し、漏れなく更新手続が完了できた。</p> <p>・石綿肺の診断等に関する支援業務については、軽症の石綿肺患者等の健康管理及び専門委員会の設置運営等を円滑に実施することができた。</p> <p>・平成24年2月より厚生労働省が開始した法施行前の中皮腫死亡者への周知事業については、今後、救済制度と労災保険制度との併給調整において返還に係る業務量の増大が予想されることから、機構内の体制整備を図るとともに、返還に係る制度の運用改善などについて引き続き関係機関に働きかけを行っていく。</p>			
(2) 各種給付について認定後、迅速かつ適正な支給を行うこと。	(2) 認定患者等の増加傾向にともない、支給についての業務量の増加が見込まれるため、医療費等の支給に係る事務処理を迅速かつ的確に行う。	(2) 新認定・給付システムを活用するとともに、業務実施マニュアルの随時の見直しや詳細なスケジュール管理の実施により、支給に係る事務処理を迅速かつ的確に行う。また、認定更新業務は、申請遅れにより認定更新を受けるべき者がその資格を失うことのないよう適切に実施する。				
4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	<p>・認定・給付システムの改修により、これまで手入力により行っていた作業を自動的にシステムに取り込むことが可能になり、入力ミスを回避し、また業務の効率化を図ることができた。この結果、申請から認定・給付までの業務を円滑に進めることができている。</p> <p>・個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、部内職員に対し研修を実施し、その徹底を図ることができた。引き続き、研修等により、部内職員のルール遵守を確保していく。</p>	A	<p>これまで手入力で行ってきた医療費の支払に必要なデータのシステムへの取り込みについて、自動化を可能にした認定・給付システムの改修や、個人情報保護及び情報セキュリティ対策の高度化など、必要な改善が適切に行われている。</p>	
業務の一層の電子化による効率化を進めるとともに、セキュリティの確保を図り個人情報を適切に管理すること。	(1) 認定申請・給付請求から給付に至るまでの情報を適切に管理するシステムを構築し、セキュリティが確保された的確な運用を図るとともに、認定、給付の状況についてのデータをもとに業務の適切な運用を図る。	(1) 認定・給付システムについて、業務の効率の向上やミス防止などの効果の高いシステムの改修を確実かつ円滑に進めるとともに、確実な運用・保守を行い、情報セキュリティ、業務の安定的実施を確保する。また、新システムの導入及び改修により改善・効率化が図られたことに関する効果測定について検討する。				
	(2) 申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の取扱いに関する規則を定め、各業務の担当課長を管理者として管理を厳格に行う。	(2) 引き続き、新規に石綿部に入った者への研修を行うとともに、すでに受講した者についても1年に1回研修を実施する等により、部内職員の個人情報保護、情報セキュリティのルールの遵守を確保する。				
5. 救済給付費用の徴収	5. 救済給付費用の徴収	5. 救済給付費用の徴収	<p>特別拠出金の徴収は着実に実施した。</p>	A	<p>年度当初に徴収決定額の通知を行うなどして、徴収すべき救済給付費用の全額が適切に徴収されている。</p>	
救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、拠出金を徴収すること。	救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し納付手続に係る周知を図り、適切に拠出金を徴収する。	引き続き特別事業主からの特別拠出金について、適切な徴収及び収納を行う。				
6. 救済制度の見直しへの対応	6. 救済制度の見直しへの対応	6. 救済制度の見直しへの対応	<p>・救済法の改正による請求期限の延長に伴い、チラシを作成し、関係機関に配布するとともに、施行に合わせてホームページ上に情報公開し、広く周知を行った。</p> <p>・平成23年6月の中央環境審議会の答申を踏まえ、救済制度の運用の改善・強化に掲げられた事項について実施可能なものから実施することができた。答申に示された労災保険制度との連携強化等については、引き続き、関係機関とも協議して着実に実施することしたい。</p>	A	<p>請求期限を10年間延長するなどの制度の見直しについて、ホームページ上に情報を公開するなど、その見直し内容の周知が図られている。</p>	
法律の規定に基づく見直しの結果を踏まえ、その実施に必要な対応を行うこと。	法律に規定されている見直し結果を受けて、その適切な実施に必要な対応を行う。	法施行後5年の見直しについては、今後も石綿健康被害救済小委員会の議論を見ながら、必要情報の収集・整理・提供を行う。				

中期目標	中期計画	年度計画	H23年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
業務運営の効率化に関する事項	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置		A		
1. 組織運営	1. 組織運営	1. 組織運営	(1) 業務体制の効率化 ・業務の進捗状況を踏まえた業務の効率化により組織の統廃合を行い、管理職ポストを削減することができた。 ・資金の管理・運用の一元化を図ることで効率化を進めることができた。 (2) 内部統制の強化 ・内部統制基本方針に基づき、理事長が各職員との間で情報伝達、情報共有の実態と問題点について、意見交換し未端までの意思疎通を図ることができた。 また、管理職(課長)については、マネジメント、コミュニケーション等の在り方について直接意見交換をすることができた。 ・リスク対応状況の確認等を行うことで、各職員へのリスクに対する意識が向上するとともに組織的なリスク管理を確実に推進することができた。 ・情報セキュリティについては、計画的に体制や対策の強化を図ることができた。 (3) 監事による内部統制の評価 監事所感を受け、今後も内部統制のさらなる強化に取り組んでいく。	A	<p>管理部門については、資金の管理運用について経理部に一元化するとともに、事業部門については、組織改編により3課を削減するなどとして業務体制の効率化・スリム化を図っている。</p> <p>また、内部統制の強化に関しては、リスク管理委員会を開催しリスクの洗い出しとその対応状況の調査を行うとともに、理事長と各職員が直接意見交換を行う機会を設けるなど、コンプライアンスの強化に向けた取組が積極的に行われており評価できる。</p> <p>なお、今後は、そうしたリスク管理が機械的な作業となり、見落としが生じないよう配慮していくことが望まれる。</p>	
(1) 組織体制及び人員の合理化目標の明確化	(1) 組織体制及び人員の合理化の明確化	(1) 組織体制及び人員の合理化		A		
業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、事務及び事業の見直しを踏まえた現行の管理部門等の組織体制並びに人員の合理化に向けた計画を中期計画等において具体的に記載し、その計画を着実に実行すること。	管理部門(総務部・経理部)については、一層の事務処理の効率化を図る。事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い、効率的な業務体制を構築する。 なお、合理化に向けた組織体制等の基本的事項については、「2. 職員の人事に関する計画」に定め、具体的な合理化に向けた計画については、年度計画において明示する。	管理部門(総務部・経理部)については、一層の事務処理の効率化を図る。事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い、効率的な業務体制を構築する。 具体的な合理化目標の計画については、「2. 職員の人事に関する計画」において明示する。		A		
(2) 内部統制(コンプライアンス)の強化	(2) 内部統制(コンプライアンス)の強化	(2) 内部統制(コンプライアンス)の強化		A		
役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引き書である「コンプライアンス・マニュアル」等を速やかに策定し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図ること。	役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引き書である「コンプライアンス・マニュアル」等の速やかな策定及び活用、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図る。	コンプライアンス・マニュアルを活用し、職員に対するコンプライアンスに関する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図る。		A		
また、第三者を含めた委員会等により、内部統制の運用状況等を確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施すること。	また、第三者を含めた委員会等により、内部統制の運用状況等を確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。	コンプライアンス推進委員会において、定期的に法令等の遵守及び業務の適正な執行等の内部統制状況に関する確認等を行うとともに、監事による内部統制の評価を行う。		A		
(3) 大阪支部の廃止 大阪支部の事務については、業務運営の効率化を図る観点から、本部において実施することとし、大阪支部は、本中期目標期間中に廃止すること。	(3) 大阪支部の事務については、業務運営の効率化を図る観点から、本部において実施することとし、大阪支部は、平成25年度に廃止する。			A		
(4) 石綿健康被害救済業務に係る組織体制の見直し 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。その際、石綿健康被害救済業務に増員が必要な場合は、機構全体の既存業務の合理化、見直し等により確保することとし、組織の肥大化を招くこととならないようにすること。	(4) 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号、以下「石綿健康被害救済法」という。)に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に組織の見直しを行う。	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号、以下「石綿健康被害救済法」という。)に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に必要に応じて組織の見直しを行う。		A		

中期目標	中期計画	年度計画	H23年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
2.業務運営の効率化	2.業務運営の効率化	2.業務運営の効率化	(1)一般管理費及び業務経費の効率化・削減 一般管理費及び業務経費ともに、計画を上回る削減となっており、今後も適切な予算執行に努める。 (2)ラスパイルズ指数 毎年、給与水準の低減のための方策を講じてきたことにより順調に低減していたが[114.7(H19) 113.9(H20) 112.1(H21)]、平成22年度においては、本俸基準額表の水準を人事院勧告よりさらに切り下げた等の方策を講じたにもかかわらず、指数は0.7ポイント上昇する結果となったが、管理職数の削減等により平成23年度は前年度より 3.8ポイントの低下が見込まれる。 この要因は、管理職層の経年的な年齢上昇(部長職56.4歳 57.1歳、課長職53.8歳 54.0歳)等により、高齢層の平均給与が上昇したものである。しかし、本俸基準額表の水準を国以上に引き下げた効果は今後現れてくると考えられる。引き続き、社会一般の情勢に適合した水準に向けた措置を講ずる予定である。 ○平成22年度に講じた方策 ・本俸基準額表の水準を引き下げた(国の平均0.1%に対し、機構は0.3% - 0.5%引き下げ)。 ・55歳を超える管理職員の本俸を1.5%減額して支給。(国と同率) ・賞与支給割合を0.2月引き下げた。(国と同率) ・管理職数を削減(29名 27名)。 (3)契約に係る競争の推進 競争性のない随意契約5件のうち、1件は平成21年度及び22年度契約監視委員会において類型別整理により、随意契約によることがやむを得ないものとして整理されたものである。それ以外の4件については当該契約の性質が競争を許さないものとして、契約監視委員会において、確認・点検され妥当と判断された。また、一者応札・応募となった案件については、契約監視委員会において、点検を実施したほか、改善方策を平成24年4月から実施した。 (資料67 - 一者応札(応募)の取り組み方針(資料編P127)) (4)監事による入札・契約の適正な実施についてのチェック 特段の指摘を受けていないが、今後とも入札・契約の適正な実施に努めていく。 (5)運用業務の一元化 資金運用業務の一元化によって、各部に分散していた資金運用に係る重複業務を解消するなど事務の効率化に努めた。また、資金の運用については、独立行政法人環境再生保全機構の資金の管理、運用に関する規程及び各基金等の性格を踏まえ、運用方針等に基づき、安全かつ効率的な運用を行うことができた。	A	外部有識者からなる各種委員会の提言を受け、緊急性・必要性の高いものについて改善を図るなど改革に努めており評価できる。 一般管理費及び業務経費ともに計画を上回る削減となっている。 外部委託についても引き続き適切に実施されており、また、人件費の対国家公務員比についても、他の法人に比べて高い状態であるものの、着実に平準化の方向に進んでおりホームページ上での公表もなされている。 競争性のない随意契約についても削減の方向が定着しており、かつ、一社応札となった事例についても類型に分けて分析するなど対応策が明確にされている点も評価できる。しかしながら、わずかであっても、随意契約が前年度より増加しており、引き続き随意契約を減らすよう努力することが期待される。	
	機構の業務運営の効率化を図るため、外部有識者からなる委員会を活用しその意見を業務運営に反映させる。また、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。	(1)業務運営の効率化 外部有識者からなる委員会を活用しその意見を業務運営に反映させる。				
		(2)外部委託の推進 サービスの低下を招かず、経費削減につながると考えられる業務については、引き続き外部機関を活用する。				
(1)経費の効率化・削減	(1)経費の効率化・削減	(3)経費の効率化・削減				
一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図ること。	一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図る。	一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図る。				
一般管理費 一般管理費(人件費を除く。)について、本中期目標期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で15%を上回る削減を行うこと。	一般管理費 一般管理費(人件費を除く。)について、本中期計画期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で15%を上回る削減を行う。	一般管理費 一般管理費(人件費を除く。)について、中期計画の削減目標(15%)を達成すべく所要の削減を見込んだ平成23年度予算を作成し、効率的執行に努める。				
業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、本中期目標期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で5%を上回る削減を各勘定で行うこと。	業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、本中期計画期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で5%を上回る削減を各勘定で行う。	業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、中期計画の削減目標(5%)を達成すべく所要の削減を見込んだ平成23年度予算を作成し、効率的執行に努める。				
人件費 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、総人件費改革の取組を23年度まで継続すること。	人件費 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成18年度以降の5年間に於ける人員の5%削減を実施するとともに「経済財政運営と構造改革に関する方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づく取組を平成23年度まで継続する。	人件費 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく取組を実施する。				
また、機構の給与水準(平成19年度、事務・技術職員)は、対国家公務員指数で114.7に下がった(平成18年度指数119.3)ものの、なお国家公務員給与の水準を上回っており、是正に向けて取り組む必要があると認められ、管理部門等の見直し等を通じ、給与水準の見直しを行うとともに、こうした取組状況や給与水準の検証結果について公表すること。	また、給与水準の見直しを行うとともに、こうした取組状況や給与水準の検証結果について公表する。	また、機構の給与水準について検証を行い、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。				
その他 官民競争入札等の活用が出来る業務を検証する観点から業務の見直しを速やかに実施すること。	その他 官民競争入札等の活用ができる業務を検証する観点から業務の見直しを速やかに実施する。					
(2)随意契約の見直し	(2)随意契約の見直し	(4)随意契約の見直し				

中期目標	中期計画	年度計画	H23年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること	契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。	契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、入札及び契約手続きにおける透明性の確保、公正な競争の確保等の徹底を図る。				
「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。	「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。	引き続き、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月策定予定)に基づき、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、原則として競争(企画競争・公募を含む。)に付する。また、一者応札等の改善に取り組み、競争性の確保に努める。				
特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。	特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。	企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性の確保を図る観点から、その理由等について経理部で審査を実施するほか、業者の選定に当たっては、契約担当部以外の者を審査に加えることとする。				
また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。	また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。	監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。				
3. 業務における環境配慮	3. 業務における環境配慮	3. 業務における環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> 環境報告書については、写真、図表、コラム等を活かして読みやすさへの一層の配慮を行い、読み応えと機能性のバランスのあるものを作成・公表することができた。 環境報告書に関するアンケートの回答では、企業・団体の環境担当者から「CO2算定など新しい取組を通じて役職員の意識向上に努力されている。」「参考にさせていただきたい。」などの意見があった。 夏期におけるピーク時電気使用量の削減については、「節電実行計画」で定めた目標数値を大きく上回って達成することができた。また、夏期以降も引き続き節電を実施した。 今年度については温室効果ガス削減目標(平成22～24年度において平成18年度比3%削減)を達成することができた。 環境配慮を促すため、電気使用量やごみの排出状況等の結果を周知するとともに自己チェックリスト(5分野(電気使用量、用紙類の使用量の削減、節水、廃棄物の排出抑制及びイベント等における環境配慮)26項目)による自己点検を実施したところ、電気使用量、用紙類使用量の削減及び節水は4点以上/6点、その他は3点台/6点となり、おおむね取組が行われていることが把握できた。 	A	温室効果ガスの削減については、平成18年度比で3%の削減を計画していたが、自己チェックリストによる自己点検を実施するなどして、平成18年度比で48.6%の削減を達成しており高(評価)できる。 また、環境報告書についても、読みやすさへの配慮が行われるなど適切に実施されている。	
業務における環境配慮に徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進すること。	業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進する。	業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進する。				
(1) 毎年度「環境報告書」を作成し、これを公表すること。	(1) 毎年度「環境報告書」を作成し、公表する。	(1) 平成22年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する				
(2) 温室効果ガスの排出削減については、実施計画の着実な実行により、削減目標を達成すること。	(2) 温室効果ガスについては、機構の温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置についての実施計画(平成20年1月8日)に基づき、平成22～24年度において平成18年度比3%削減の達成に向け取り組む	(2) 温室効果ガスについては、機構の温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置についての実施計画(平成20年1月8日)に基づき、平成22～24年度において平成18年度比3%削減の達成に向け取り組む。 (参考) 平成18年度温室効果ガス量 82,890 kg-CO2 平成18年度比3%削減量 80,403 kg-CO2				

中期目標	中期計画	年度計画	H23年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
財務内容の改善に関する事項	予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画		A		
1. 予算、収支計画及び資金計画の作成等 自己収入・寄付金の確保に努め、「業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行うこと。	1. 予算 2. 収支計画 3. 資金計画	1. 予算 2. 収支計画 3. 資金計画				
		(財務の状況)	国から財源措置された運営費交付金の使用実績が予定を下回った。 資金の運用については、独立行政法人環境再生保全機構の資金の管理及び運用に関する規程、及び各基金等の性格を踏まえた運用方針等に基づき、安全かつ効率的な運用を行うことができた。	A	平成23年度の総利益は約15億円であり、その主な要因は、承継勘定における利息の収支差等によるものである。 利益剰余金は前年度末の約111億円に対して、平成23年度は、繰越積立金取崩額0.15億円、当期積立額約15億円を計上し、当期末残高は約126億円となっている。 運営費交付金の使用実績については、事務の効率化による経費の縮減等により計画額を下回っている。 また、資金運用については、各基金の運用方針等に基づき安全かつ効率的な運用が図られている。	
2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	正常債権以外の債権の状態及び取組状況を可視化し、延滞発生時の初期動作等に重点的な取組を行うこと等、個別債権の監視強化により、正常債権以外の債権の圧縮を図った。この結果、回収額は35億円(平成22年度36億円)となった。一般債権から正常債権以外の債権に移入したのもなく、この結果、正常債権以外の債権残高を300億円以下とする中期計画に対して、計画3年目である平成23年度末において302億円と目前に迫ることができた。 また、サービサーの新規委託に関しては、第2期中期計画期間中に、平成20年度期末の委託債権残高の2割(28億円)を数値目標としているが、新たに2億円の新規委託を行い、目標の82%まで達成した。 東日本大震災や景気低迷等の影響による新たな正常債権以外の債権の発生も予測を許さない状況が続いており、個別債権の管理を今後とも厳格に行っていくことが肝要と考えている。	A	平成23年度末の正常債権以外の債権残高は、個別債権ごとの管理の強化により、約302億円と前年度末に比べ約47億円圧縮し中期計画の目標をほぼ達成した。その主な要因は、回収が約35億円、貸倒償却が約13億円である。 約定弁済先の管理強化の取組については、一般債権から延滞が発生した場合において迅速に現地調査等を行うなどして延滞解消の目処を見極めることとしており、適切に行われている。 法的処理の推進状況等については、年度中に新たに処理に着手した案件が3件あり、年度末の継続中の法的処理事案は、競売等の6件となっている。 サービサーの新規委託については、当年度2億円の新たな委託を行い、中期目標に対する達成率は82%となっている。	
破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、債務者の経営状況を見極めつつ、回収と迅速な償却に取り組むことによって、本中期目標期間中にこれらの正常債権以外の債権を300億円以下にすることを目標とする。なお、経済情勢の変化に伴い正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確なるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することとする。また、本中期目標期間中に完済の見込めない債権は、原則としてサービサーに委託し、本中期目標期間中におけるサービサー委託債権残高に対する具体的な目標を定め、委託することとし、回収率の向上及び回収額の増大に取り組むこと。なお、環境省は、独立行政法人環境再生保全機構法附則第13条に基づき、債権管理回収業務の確実かつ円滑な実施のため必要な補助金を要求する。	(1)承継業務においては、旧環境事業団から承継された建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の回収を進め、同事業の財源となった財政投融資資金の返済を確実にやっていく必要がある。 平成21年度期首において約470億円と見込まれる破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権(以下「正常債権以外の債権」という)の残高を本中期計画期間中に300億円以下に圧縮することを目指す。 なお、経済情勢の変化に伴い、正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確なるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することとする。	破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権(以下「正常債権以外の債権」という)を本中期計画期間中に300億円以下に圧縮するために、 約定弁済先の管理強化 返済態勢 厳正な法的処理 迅速な償却処理 に積極的に取り組む。 さらに、平成23年度期首と期末の債権を比較し、正常債権以外の債権の債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することにより、機構の正常債権以外の債権への取り組み状況及び正常債権から正常債権以外の債権への期中の変動状況を明らかにする。				
	約定弁済先の管理強化 債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、約定弁済先が万一、経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には迅速かつ適切な措置を講ずる。	特に、昨今の経済情勢の変化に鑑み、の約定弁済先の管理強化にあたっては、これまで約定どおりの弁済を行ってきた債務者についても、その経営状況に目を配り、延滞発生未然防止に努めるとともに、万一、延滞が発生した際は、速やかに原因究明を行い、延滞の解消を図る。				
	返済態勢 延滞債権は的確に返済確実性を見極め、償却処理、法的処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の約定化に努める。	また、の返済態勢にあたっては、延滞となっている債権であっても、返済確実性があると認められる債務者については、債務者との交渉を通じて、完済に向けた弁済方法について、改めて期限の利益を再付与し、約定化することにより、延滞の早期解消を図る。				
	法的処理 債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては厳正な法的処理を進める。					
	償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したものの等、償却適状となった債権は迅速に償却処理する。					
	(2)サービサー委託の推進と経費の効率化・削減					

中期目標	中期計画	年度計画	H23年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
	返済確実性の見込めない債権は、原則、サービサー委託とし、中期計画期間中に業務運営の効率性の範囲内で、平成20年度末の委託債権残高(見込157億円)の2割に相当する債権を新たにサービサーに委託することを見込む。ただし、民事再生計画等に基づき通常弁済を行っている債権や、破産手続等が終結し、今後の回収が見込めない債権等、効率性の観点から委託の必要のない債権については、委託を解除し機構の直轄とする。機構の債権管理回収業務を自律的かつ効率的に運営する上で、サービサーに対する機構の管理監督機能をより充実させ、回収強化を図る。なお上記の正常債権以外の債権の処理にあたっては、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、貸倒損失の補填に必要な補助金(未収財源措置予定額を上限とする)が、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。	返済確実性の見込めない債権は、原則、サービサー委託とし、平成23年度も業務運営の効率性の範囲内で正常債権以外の債権を新たに委託するよう引き続き努め、本中期計画期間内での早期目標達成を目指す。また、民事再生計画等に基づき通常弁済を行っている債権や、破産手続等が終結し、今後の回収が見込めない債権等、効率性の観点から委託の必要のない債権については、委託を解除し機構の直轄とする。機構の債権管理回収業務を自律的かつ効率的に運営する上で、サービサーに対する機構の管理監督機能をより充実させ、回収強化を図る。上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額等の補てんに必要な補助金が、32億円交付されることを予定している。				
	・短期借入金の限度額	・短期借入金の限度額	・資金の計画的、機動的な管理に努め、短期借入金の限度額の範囲内での借入を行った結果、年4回(5月、9月、11月、3月)の財投借入金等の償還を円滑・確実に実施することができた。	A	計画的かつ機動的な資金管理により、限度内での借入を行い、財投借入金等の償還が円滑に実行されている。	
	年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度18,600百万円とする。	平成22年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、単年度18,600百万円とする。				
3. 保有資産の見直し	・重要な財産の処分等に関する計画	・重要な財産の処分等に関する計画		A	戸塚宿舍の処分については、国庫納付に向けた取組が適切に行われている。	
戸塚宿舍については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、本中期目標期間中に売却すること。	戸塚宿舍については、本中期計画期間中に売却する。	戸塚宿舍の処分に向けた準備を進める。	土壌汚染の可能性調査を終え、理財局と国庫納付に向けた調整を行い、横浜財務事務所の現地確認の予定を取り付けたことで、国庫納付の具体化に向けて前進することができた。			
	・剰余金の使途	・剰余金の使途				
	なし	なし				
		(保有資産の見直し)				

中期目標	中期計画	年度計画	H23年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
その他の業務運営に関する重要事項	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	その他主務省令で定める業務運営に関する事項				
	1. 施設及び設備に関する計画	1. 施設及び設備に関する計画				
	なし	なし				
	2. 職員の人事に関する計画	2. 職員の人事に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> 研修については、内部統制の強化や職員の知識及び士気の向上を図るため、各種研修を企画・実施するとともに外部研修にも積極的に職員を派遣することができた。 階層別研修では、リスクマネジメントを中心に実施したことで、リスクの管理とリスクマネジメントの本質及び基本となるコンプライアンス等について再認識できた。 また、Eラーニングによる研修を本格的に実施するとともに、一定の条件の下で資格取得者の受験料を機構が負担することとし、職員の学習意欲の促進につなげることができた。 人事評価において、業務計画における重点課題・定常課題毎にウエイト付けをすることにより、職員ごとに異なる業務への関わり方を反映しやすくすることで評価結果を人事及び給与へより適切に反映させることができた。 	A	事業管理部において業務分担等を見直すとともに常勤職員を1名削減している。職員研修について、Eラーニングによる研修の本格的導入や資格付与の機会を与える研修の実施など、職員の意欲が駆り立てられる取組が行われており評価できる。また、業務評価結果等を昇級や賞与に反映するなど、人事評価制度が適切に運用されている。	
機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質向上のための研修に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。また、人事評価制度の実施にあたっては、適正な評価制度の運用を行うとともに、給与体系を見直すこと。	(1) 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。具体的には、管理部門と事業管理部の縮減等を図る。	(1) 管理部門と事業管理部の縮減等を図るため、事業管理部の常勤職員数1名の削減を図る。				
	(2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を図るため各種研修を実施する。	(2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を図るため、職員研修計画に基づく各種研修を実施する。				
	(3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。	(3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。				
	(4) 人員に関する指標	(4) 人員に関する指標				
	管理部門(総務部・経理部)及び事業管理部については、業務の改善・見直しを進めることにより、期末の常勤職員数を期初の9割以下とする。	期初の常勤職員数 144人 平成23年度中に1人削減				
	大阪支部を廃止することに伴い、支部の職員を2名削減する。					

中期目標	中期計画	年度計画	H23年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
	<p>石綿健康被害救済法の見直しに合わせ実施する組織全体の見直しに際しては、必要な人員について、石綿健康被害者の迅速な救済の確保を前提にしつつ、既存業務の合理化により確保するなど、組織の肥大化防止に十分配慮する。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数146人 期末の常勤職員数の見込み140人</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み6,614百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。</p>					
	3. 積立金の処分にに関する事項	3. 積立金の処分にに関する事項		A	業務財源に必要な金額は積立金として承認を受け、承認に沿って執行されている。	
	前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務(未収財源措置予定額)等の財源に充てることとする。	前中期目標期間より繰り越した積立金については、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務(未収財源措置予定額)等の財源に充てることとする。				